# 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令 （昭和四十九年政令第百七十九号）

#### 第一条（在勤基本手当の月額）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する政令で定める額は、別表第一に定めるとおりとする。

#### 第二条（住居手当に係る控除額及び限度額）

法第十二条第一項本文に規定する政令で定める額（以下この項において「控除額」という。）は、同条第一項の家賃の額（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条に規定する有料宿舎（以下この項において「有料宿舎」という。）の場合には、外務省令で定める額）に別表第二の控除率欄に定める率を乗じて得た額とする。

##### ２

法第十二条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、別表第二の限度額欄に定めるとおりとする。

#### 第三条（子女教育手当に係る自己負担額）

法第十五条の二第二項に規定する政令で定める額は、二万二千円とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この附則に別段の定めがあるものを除くほか、第一条及び第二条の規定は、昭和四十九年四月分以後の在勤基本手当及び住居手当について適用する。

##### ３

在外公館の増置並びに在外公館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤手当の額の設定及び改訂に関する政令（昭和四十八年政令第三百十四号。以下「旧増置令」という。）は、廃止する。

##### ４

在オーストリア、在スイス、在ドイツ民主共和国及び在ドイツ連邦共和国の各日本国大使館、在ジュネーヴ、在デュッセルドルフ、在ハンブルグ、在ベルリン及び在ミュンヘンの各日本国総領事館並びに在ジュネーヴ国際機関及び軍縮委員会の各日本政府代表部に勤務する外務公務員の昭和四十九年四月分及び五月分の在勤基本手当の月額については、その者に係る別表第一に定める額がその者に係る旧増置令別表第一又は第二に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもつて当該在勤基本手当の月額とする。

##### ５

在外公館に勤務する外務公務員であつて昭和四十九年四月三十日以前にその住宅に係る賃貸借契約を締結したものの同月分以後の住居手当の月額の限度額については、その者に係る別表第二に定める限度額（以下「適用限度額」という。）が、既に同月分としてその者に支給された住居手当の月額を外務省令で定める換算率により適用限度額の表示通貨に換算した額（以下「旧手当額」という。）を下回つているときは、その者が当該契約に係る住宅に居住する間に限り、旧手当額をもつて当該住居手当の月額の限度額とする。

# 附　則（昭和五〇年三月一一日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

# 附　則（昭和五〇年六月一〇日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（次項において「新令」という。）別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の昭和五十年四月分及び五月分の在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係るこの政令による改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもつて当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（昭和五〇年一二月一九日政令第三五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五一年六月五日政令第一三九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五一年七月一二日政令第一九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五二年四月二六日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五二年六月一七日政令第二〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年三月二八日政令第五二号）

この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年四月一四日政令第一二九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第二に規定する在外公館中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国総領事館以外の在外公館に係る同表の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五四年三月三〇日政令第五七号）

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年四月一三日政令第一一二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第二の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五四年一二月二五日政令第三〇二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に規定する在外公館中在ドミニカ、在ソロモン及び在トゥヴァルの各日本国大使館並びに在スラバヤ、在メダン、在広州、在ボストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館以外の在外公館に係る同表の規定並びに同令別表第二に規定する在外公館中在ラオス及び在エティオピアの各日本国大使館に係る同表の規定は、昭和五十四年十月一日から適用する。

# 附　則（昭和五五年四月五日政令第六二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五六年四月三日政令第九八号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に規定する在外公館中在ソールズベリー日本国総領事館及び在マナオス日本国領事館に係る同表の規定並びに同令別表第二の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五六年五月二日政令第一五四号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五七年二月二日政令第一七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第二の規定は、昭和五十七年一月一日から適用する。

# 附　則（昭和五七年四月六日政令第九五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和五七年一一月一六日政令第三〇一号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一の規定は、昭和五十七年十一月分以後の在勤基本手当について適用する。

# 附　則（昭和五八年四月一九日政令第九三号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十八年四月分以後の在勤基本手当及び住居手当について適用する。

# 附　則（昭和五九年四月二〇日政令第一一一号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和五十九年四月分以後の在勤基本手当及び住居手当について適用する。

# 附　則（昭和六〇年四月九日政令第一〇四号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和六十年四月分以後の在勤基本手当及び住居手当について適用する。

# 附　則（昭和六〇年四月一三日政令第一〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年一一月二九日政令第三〇五号）

この政令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和六一年四月八日政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一及び別表第二の規定は、昭和六十一年四月分以後の在勤基本手当及び住居手当について適用する。

# 附　則（昭和六一年四月三〇日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六一年九月一〇日政令第二九六号）

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月三一日政令第八四号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年五月二二日政令第一七三号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第二の規定は、昭和六十二年四月分以後の住居手当について適用する。

# 附　則（昭和六二年一〇月二七日政令第三五五号）

この政令は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年三月三一日政令第六三号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月三一日政令第九〇号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年九月二九日政令第二八五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一の規定は、平成元年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二年三月一六日政令第三七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一の規定は、平成二年一月一日から適用する。

# 附　則（平成二年三月三一日政令第八六号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二年一二月一八日政令第三五五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一の規定は、平成二年十月一日から適用する。

# 附　則（平成三年三月三〇日政令第八一号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年一二月二五日政令第三七九号）

この政令は、平成四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成四年一月二九日政令第八号）

この政令は、平成四年二月一日から施行する。

# 附　則（平成四年三月三一日政令第七四号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成四年六月一〇日政令第一九三号）

この政令は、平成四年六月十二日から施行する。

# 附　則（平成四年一二月二四日政令第三八六号）

この政令は、平成五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成五年三月三一日政令第七八号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成五年七月二日政令第二四一号）

この政令は、平成五年七月三日から施行する。

# 附　則（平成五年九月二九日政令第三一七号）

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成五年一一月一〇日政令第三五九号）

この政令は、平成五年十一月十一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月三〇日政令第八八号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年七月一日政令第二一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年八月二六日政令第二七六号）

この政令は、平成六年九月一日から施行する。

# 附　則（平成六年一二月二六日政令第四〇六号）

この政令は、平成七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成七年三月二九日政令第一一二号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成七年六月二六日政令第二六〇号）

この政令は、平成七年七月一日から施行する。

# 附　則（平成八年三月二七日政令第四九号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成八年三月三一日政令第七九号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成八年五月三一日政令第一六四号）

この政令は、平成八年六月一日から施行する。

# 附　則（平成八年九月二〇日政令第二八五号）

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

# 附　則（平成八年一二月一八日政令第三三七号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成八年八月一日から適用する。

# 附　則（平成八年一二月二六日政令第三四六号）

この政令は、平成九年一月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月三一日政令第一一六号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年七月四日政令第二三二号）

この政令は、平成九年七月五日から施行する。

# 附　則（平成九年一二月二五日政令第三七七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成九年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成九年八月分から十二月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係るこの政令による改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一〇年三月三一日政令第九八号）

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一月一三日政令第二号）

この政令は、平成十一年一月十五日から施行する。

# 附　則（平成一一年二月二六日政令第三二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成十年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係るこの政令による改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一一年三月三一日政令第九一号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年七月三〇日政令第二四六号）

この政令は、平成十一年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年八月二七日政令第二五七号）

この政令は、平成十一年九月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月二九日政令第三八三号）

この政令は、平成十一年十二月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に規定する在外公館中在大韓民国日本国大使館、在済州日本国総領事館及び在釜山日本国総領事館に係る同表の規定は、平成十一年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一一年一二月二二日政令第四〇九号）

この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月三一日政令第一九二号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年七月二七日政令第四〇二号）

この政令は、平成十二年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一二月二七日政令第五四〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成十二年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一三年一月二六日政令第一二号）

この政令は、平成十三年一月二十九日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三一日政令第一五〇号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一二月二八日政令第四二八号）

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月三一日政令第九六号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年五月一七日政令第一七一号）

この政令は、平成十四年五月二十日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月三一日政令第二六七号）

この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二七日政令第四〇一号）

この政令は、平成十五年一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成十四年十一月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十四年十一月分及び十二月分の在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一五年三月三一日政令第一二四号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月三〇日政令第三三二号）

この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月二九日政令第四六二号）

この政令は、平成十五年十一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一五年一二月一九日政令第五二七号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十二月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成一五年一二月二五日政令第五三九号）

この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日政令第八八号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

在カンボジア、在キューバ、在アゼルバイジャン、在キルギス及び在リビアの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在瀋陽及び在ジッダの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成十六年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年七月三〇日政令第二四八号）

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二九日政令第三三三号）

この政令は、平成十六年十一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一六年一二月二七日政令第四一七号）

この政令は、平成十七年一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一に規定する在外公館中在サモア、在ニュージーランド及び在ハンガリーの各日本国大使館並びに在オークランド日本国総領事館に係る同表の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年三月三一日政令第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

在タイ、在バングラデシュ、在ブルネイ、在アルゼンチン、在ブラジル、在ベネズエラ、在ブルガリア、在オマーン、在レバノン、在アルジェリア、在マダガスカル及び在リビアの各日本国大使館並びに在済州、在広州、在瀋陽、在サンパウロ及び在リオデジャネイロの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成十七年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年一二月二一日政令第三七〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一の規定は、平成十七年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年一二月二八日政令第三八五号）

この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日政令第一一六号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

在カンボジア、在シンガポール、在中華人民共和国、在フィリピン、在ミャンマー、在ラオス、在ソロモン、在パナマ、在アイスランド、在ウクライナ、在キルギス、在スペイン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在イエメン、在カタール、在シリア、在トルコ、在ウガンダ及び在スーダンの各日本国大使館並びに在上海、在重慶、在マニラ、在デュッセルドルフ、在ドバイ及び在イスタンブールの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成十八年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一八年七月二六日政令第二四五号）

この政令は、平成十八年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年二月二八日政令第三四号）

この政令は、平成十九年三月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一九年三月三一日政令第一一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

在カンボジア、在ブルネイ、在パラオ、在ミクロネシア、在ベネズエラ、在スロバキア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在オマーン、在カタール、在アルジェリア、在チュニジア及び在リビアの各日本国大使館並びに在広州、在重慶及び在瀋陽の各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年一二月二七日政令第三八六号）

この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月二七日政令第三二号）

この政令は、平成二十年三月一日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一の規定は、平成十九年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年三月三一日政令第九二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

在中華人民共和国、在パラオ、在マーシャル、在コスタリカ、在キルギス、在トルクメニスタン及び在レバノンの各日本国大使館並びに在上海、在重慶及び在フランクフルトの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年五月二一日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年七月三一日政令第二四〇号）

この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三二号）

この政令は、平成二十年十一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成二十年八月分から十月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第一に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成二〇年一二月二五日政令第三九七号）

この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日政令第九九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

在マーシャル、在キューバ、在パラグアイ、在キルギス、在シリア及び在チュニジアの各日本国大使館並びに在チェンマイ、在重慶、在コタキナバル及び在ジッダの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年七月二九日政令第一九〇号）

この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一〇月二八日政令第二五〇号）

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二四日政令第二九三号）

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日政令第六九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

在カンボジア、在シンガポール、在タイ、在大韓民国、在中華人民共和国、在フィリピン、在ブルネイ、在ベトナム、在ミャンマー、在ニュージーランド、在マーシャル、在ミクロネシア、在アルゼンチン、在ウルグアイ、在キューバ、在チリ、在アイスランド、在アゼルバイジャン、在英国、在エストニア、在オーストリア、在キルギス、在スイス、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在セルビア、在ドイツ、在ハンガリー、在フィンランド、在フランス、在ポーランド、在リトアニア、在ルクセンブルク、在ロシア、在クウェート、在トルコ、在バーレーン、在ヨルダン、在レバノン、在アルジェリア及び在チュニジアの各日本国大使館、在チェンマイ、在済州、在釜山、在広州、在上海、在瀋陽、在香港、在コタキナバル、在ペナン、在オークランド、在ニューヨーク、在ボストン、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在マルセイユ及び在ジッダの各日本国総領事館並びに国際連合、在ウィーン国際機関、在ジュネーブ国際機関、軍縮会議、経済協力開発機構及び国際連合教育科学文化機関の各日本政府代表部に勤務する外務公務員であって平成二十二年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年七月二八日政令第一七四号）

この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一〇月二七日政令第二一七号）

この政令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月二二日政令第二四六号）

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日政令第六五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

在グルジア日本国大使館及び在ウラジオストク日本国総領事館に勤務する外務公務員並びに在外公館に勤務し、かつ、住居手当の支給に関して別表第二の公使の号の適用を受ける外務公務員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年四月二七日政令第一〇七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は平成二十三年四月一日から、新令第三条の規定はこの政令の施行の日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について、適用する。

# 附　則（平成二三年五月二五日政令第一四六号）

この政令は、平成二十三年五月二十六日から施行する。

# 附　則（平成二三年七月二九日政令第二三三号）

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一〇月二六日政令第三二八号）

この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月二一日政令第四〇一号）

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日政令第八二号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

##### ２

次に掲げる外務公務員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

###### 一

在キルギス、在リトアニア及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在済州、在ユジノサハリンスク及び在ジッダの各日本国総領事館に勤務する外務公務員

###### 二

在インドネシア、在キューバ、在エストニア、在オーストリア、在スロベニア、在ドイツ及び在ブルガリアの各日本国大使館、在上海日本国総領事館並びに東南アジア諸国連合及び在ウィーン国際機関の各日本政府代表部に勤務する外務公務員であって、住居手当の支給に関して別表第二の五号の号の適用を受けるもの以外のもの

###### 三

在モザンビーク日本国大使館並びに在チェンナイ、在サンパウロ及び在リオデジャネイロの各日本国総領事館以外の在外公館に勤務する外務公務員であって、住居手当の支給に関して別表第二の一号の号の適用を受けるもの（前二号に掲げる外務公務員を除く。）

# 附　則（平成二四年七月二七日政令第二〇五号）

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月五日政令第二二二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令第一条及び別表第一の規定（在クック及び在南スーダンの各日本国大使館に係る部分を除く。）は、平成二十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二四年一〇月二六日政令第二六六号）

この政令は、平成二十四年十一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成二十四年八月分から十月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一に定める額（その額が二あるときは下段の額。以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

# 附　則（平成二四年一二月二一日政令第三〇〇号）

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月三〇日政令第一〇六号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### ２

在ボリビア、在グルジア、在ベナン、在マラウイ及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在ムンバイ、在カラチ、在ベレン及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年六月一四日政令第一七七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二五年一二月一八日政令第三四六号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、平成二十五年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二五年一二月二〇日政令第三五一号）

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年二月二八日政令第五〇号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、平成二十五年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年三月三一日政令第一三一号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### ２

在アゼルバイジャン、在エストニア、在キルギス、在グルジア、在ベラルーシ、在コートジボアール、在ベナン及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在ムンバイ、在デンパサール、在瀋陽、在青島、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十六年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年七月三〇日政令第二六五号）

この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年一二月一九日政令第四〇二号）

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二七日政令第五六号）

この政令は、平成二十七年三月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在チリ、在アルメニア、在ガーナ、在シエラレオネ、在ナミビア及び在リベリアの各日本国大使館に係る部分を除く。）は、平成二十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二七年三月三一日政令第一六八号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ２

在トンガ、在ミクロネシア、在アゼルバイジャン、在カザフスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在リトアニア、在ブルキナファソ及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在コルカタ、在青島、在ホーチミン、在クリチバ、在サンパウロ、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十七年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年四月二二日政令第二一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の別表第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二七年七月二九日政令第二七七号）

この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一〇月二八日政令第三六五号）

この政令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月二四日政令第四三六号）

この政令は、平成二十八年一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在マレーシア、在オーストラリア、在クック、在ニュージーランド、在カナダ、在コロンビア、在チリ、在パラグアイ、在ブラジル、在ベリーズ、在メキシコ、在カザフスタン、在キルギス、在ノルウェー、在ベラルーシ、在ロシア、在シリア、在アルジェリア、在アンゴラ、在ウガンダ、在ザンビア、在スワジランド、在タンザニア、在マダガスカル、在南アフリカ共和国、在モザンビーク及び在レソトの各日本国大使館、在ペナン、在シドニー、在パース、在ブリスベン、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ、在レオン、在ハンブルク、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館並びに国際民間航空機関日本政府代表部に係る部分を除く。）は、平成二十七年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二八年三月三〇日政令第八五号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### ２

在トンガ、在ミクロネシア、在アゼルバイジャン、在アルメニア、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在リトアニア、在バーレーン、在セネガル、在ブルキナファソ及び在マリの各日本国大使館並びに在コルカタ、在ホーチミン、在クリチバ、在マナウス、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十八年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二八年七月二九日政令第二七〇号）

この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一〇月二八日政令第三三七号）

この政令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一二月二六日政令第三八九号）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日政令第一二一号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

##### ２

在ミクロネシア、在アゼルバイジャン、在アルメニア、在キルギス、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドバ、在ガボン、在スーダン、在タンザニア、在ブルキナファソ、在ベナン、在モーリタニア及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在コルカタ、在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ、在レオン、在ハンブルク、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二九年七月二六日政令第二〇二号）

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年一〇月二七日政令第二七〇号）

この政令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年一二月二二日政令第三一四号）

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日政令第一二二号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

##### ２

在コロンビア、在スイス、在スロベニア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在セネガル及び在チュニジアの各日本国大使館並びに在ベンガルール、在チェンマイ、在重慶、在瀋陽及び在青島の各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成三十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成三〇年六月二九日政令第一九五号）

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年七月二七日政令第二二一号）

この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一〇月三一日政令第三〇三号）

この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二七日政令第三五一号）

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月三〇日政令第一二七号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

在アルメニア日本国大使館並びに在スラバヤ、在レシフェ及び在レオンの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成三十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（令和元年七月三一日政令第六六号）

この政令は、令和元年八月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一〇月三〇日政令第一三七号）

この政令は、令和元年十一月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月二六日政令第二一〇号）

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日政令第一三五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年七月二八日政令第二二六号）

この政令は、令和二年八月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一〇月三〇日政令第三一六号）

この政令は、令和二年十一月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一二月二四日政令第三七四号）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月五日政令第四一号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、令和三年一月一日から適用する。

# 附　則（令和三年三月三一日政令第一〇五号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

##### ２

在ニカラグア及び在ブラジルの各日本国大使館並びに在サンパウロ、在リオデジャネイロ及び在レシフェの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、令和三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。